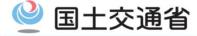
資料3

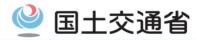
グリーン社会の実現に向けた動向





1.2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた動き

2050年カーボンニュートラルに向けた動き



■ 内閣総理大臣所信表明演説(令和2年10月26日)

2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち<u>2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す</u>。

■ 内閣総理大臣施政方針演説(令和3年1月18日)

2050年カーボンニュートラルを宣言しました。もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるもの。

COP26までに、意欲的な2030年目標を表明し、各国との連携を深めながら、世界の脱炭素化を前進させます。

■ 日米首脳共同声明(令和3年4月16日)

日米両国は、双方が世界の気温上昇を摂氏1.5度までに制限する努力及び2050年温室効果ガス排出実質ゼロ目標と整合的な形で、2030年までに確固たる気候行動を取ることにコミットした。

■ 地球温暖化対策推進本部(令和3年4月22日)

2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。 さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けてまいります。このあと、気候サミットにおいて、国際社会へも表明をいたします。

《関連計画等の見直し》

■地球温暖化対策計画の見直し

- ・中期:2030年度に2013年度比26%減
- ・長期:2050年までに80%減
- ★2021.11のCOP26に向け改定予定

■エネルギー基本計画の見直し

- ・2030年エネルギーミックスの実現 火力全体56%(77%)、原子力22~20%(6%)、 再エネ22~24%(17%) ※(2018年度)
- ★地球温暖化対策計画と併せ改定予定
- ■パリ協定長期成長戦略の見直し
- ・ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた 「環境と成長の好循環」の実現
- ★2050年カーボンニュートラルに伴い見直し

《グリーン成長戦略》

- ■2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(R2.12.25)
- ★経産省を中心に、革新的イノベーションに関わる重要分野について実行計画を策定(昨年末の成長戦略会議に報告)
- ・「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策 =グリーン成長戦略
- ・今後の産業として成長が期待され、2050年 カーボンニュートラルを目指す上で取組が不可 欠な14の重要分野において、目標、研究開発・ 実証、制度整備等を盛り込んだ「実行計画」を 策定(うち、国交省関連分野は12分野)
- ・高い目標にコミットする企業による長期にわたる技術の開発・実証を2兆円の基金で支援

《地域脱炭素ロードマップ》

- ■国・地方脱炭素実現会議の設置 (R2.12.25)
- ★議長:官房長官、副議長:環境大臣、総 務大臣(第1回:R2.12、第2回:R3.4)
- ★環境省を中心に、国・地方が協働する 地域脱炭素ロードマップを本年夏に策定 予定
- ・5年の集中期間に政策を総動員(①適用 可能な最新技術でできる重点対策を全 国で実施、②先行モデルケースづくり)
- (参考)ゼロカーボンシティの拡大
- ・東京都、京都市、横浜市を始めとする391自治体が「2050年までにCO₂排出実質ゼロ」を表明(R3.5.28時点)

日米首脳共同声明(気候変動関連部分抜粋)



日米首脳共同声明(2021年4月16日) 「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」

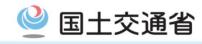
気候危機は、世界にとって生存に関わる脅威であることを認識し、日米両国は、この危機と闘うための世界の取組を主導していく上で、両国が極めて重要な役割を果たさなければならないことを認識する。

日米両国は、双方が世界の気温上昇を摂氏1.5度までに制限する努力及び205 0年温室効果ガス排出実質ゼロ目標と整合的な形で、2030年までに確固たる気候 行動を取ることにコミットした。

この責任を認識し、菅総理とバイデン大統領は、「日米気候パートナーシップ」を立ち上げた。このパートナーシップは、

- ①パリ協定の実施と 2030 年目標/国が決定する貢献(NDC)の達成、
- ②クリーンエネルギー技術の開発、普及及びイノベーション、
- ③各国、特にインド太平洋におけるその他の国における脱炭素化を支援する取組、 の三本柱からなる。

日米首脳共同声明(日米気候パートナーシップ)



野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップ(仮訳)(2021年4月16日)

日米両国は、気候野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する協力の強化にコミットし、4月22-23日の気候サミットやCOP26及びその先に向け、国際社会の気候行動を主導していく。両国は、世界の気温上昇を摂氏1.5度までに制限する努力と一貫した世界の排出軌跡に沿った、両国の2050年実質ゼロ目標及びそれに整合的な2030年目標の達成のため、次の優先分野における二国間協力を強化する。日米両国は、これらの目標と整合的な形で、2030年までに確固たる行動を取ることにコミットした。

1 気候野心とパリ協定の実施に関する協力・対話

日米両国は、気候野心について協力し、パリ協定の国内での実施について対話を行う。この協議は、COP26及びその先を見据え、長期戦略策定における協力を含む、2030年目標/国が決定する貢献(NDC)及び2050年実質ゼロ目標の達成に向けて必要な計画と政策に焦点を当てる。また、日米両国は、パリ協定ルールブックの未決定の要素の策定を含む、パリ協定の国際的な実施に向けて協働する。

2 気候・クリーンエネルギーの技術及びイノベーション

日米両国は、気候変動対策に取り組み、再生可能エネルギー、エネルギー貯蔵(蓄電池や長期エネルギー貯蔵技術等)、スマートグリッド、省エネルギー、水素、二酸化炭素回収・利用・貯留/カーボンリサイクル、産業における脱炭素化、革新原子力等の分野を含むイノベーションに関する協力の強化により、グリーン成長の実現に向けて協働することにコミットする。また、この協力は、再生可能エネルギー、電力系統最適化、ディマンドレスポンス及び省エネルギーを含む分野における連携を通じて、気候変動に配慮・適応したインフラの開発、普及及び活用を促進する。

3 第三国、特にインド太平洋諸国における脱炭素社会への移行の加速化に関する協力

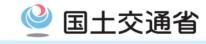
日米両国は、開発途上国が気候変動の影響に対し特に脆弱であること及び彼らにとっての持続可能な開発の必要性の双方を認識する。日米両国は、2050年までの地球規模の排出実質ゼロの実現に向けて、再生可能エネルギーを迅速に普及させ、経済の脱炭素化を推進し、インド太平洋地域における多様で野心的かつ現実的な移行の道筋を加速化させるため、同地域の国々を含む開発途上国を支援するために協力することへの我々のコミットメントを確認する。この取組は、日米メコン電力パートナーシップ(JUMPP)、新たに設立された日米クリーンエネルギーパートナーシップ(JUCEP)及び世界中で気候変動やクリーンエネルギー分野において日米が連携して国レベルで行う活動を含む、既存の枠組の活用及び日本、米国、第三国のパートナーの気候変動に関する目標を支援するために連携することで達成可能である。

これらの取組は、計画・分析、気候変動に配慮・適応したインフラ開発及び能力構築等の分野における戦略的な連携まで拡がるものである。また、これらは、2050年までの地球規模の排出実質ゼロの達成という目標及びこの目標に沿った各国のNDCの強化に貢献する。日米両国は、気候目標の達成において地方自治体が果たす役割が極めて重要であることを認識し、地方の気候行動を認識し、支援し、加速するための地球規模での行動を促進するために連携する。

日米両国は、公的国際金融を、2050年までの地球規模の温室効果ガス排出実質ゼロ達成及び2020年代の大幅な排出削減に整合的なものとし、官民の資本の流れを、気候変動に整合的な投資に向け、高炭素な投資から離れるよう促進することに取り組む。我々は、インド太平洋地域及びその他のパートナー国における排出実質ゼロへの移行、気候強靭性及び災害リスクのための追加的な官民資金の動員における協力を含む、持続可能な開発、グリーン復興・成長の前進に向けて取り組む。

日米両国は、全ての主要なステークホルダーが、それぞれ立場に見合う形で、国内の排出量削減のための取組に関与し、気候資金への貢献を含む国際的な義務と責任を果たすことを確保するため、他の主要エコノミーを関与させることに共に取り組む。

2030年度の新たな削減目標の表明(令和3年4月22日)



■地球温暖化対策推進本部における内閣総理大臣発言の概要

集中豪雨、森林火災、大雪など、世界各地で異常気象が発生する中、脱炭素化は待ったなしの課題です。 同時に、気候変動への対応は、我が国経済を力強く成長させる原動力になります。

こうした思いで、私は、2050年カーボンニュートラルを宣言し、成長戦略の柱として、取組を進めてきました。

<u>地球規模の課題の解決に向け、我が国は、大きく踏み出します。2050年目標と整合的で、野心的な目標として、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けてまいります。</u>このあと、気候サミットにおいて、国際社会へも表明をいたします。

46%削減は、これまでの目標を7割以上引き上げるものであり、決して容易なものではありません。 しかしながら、世界のものづくりを支える国として、次の成長戦略にふさわしいトップレベルの野心的な目標 を掲げることで、世界の議論をリードしていきたいと思います。

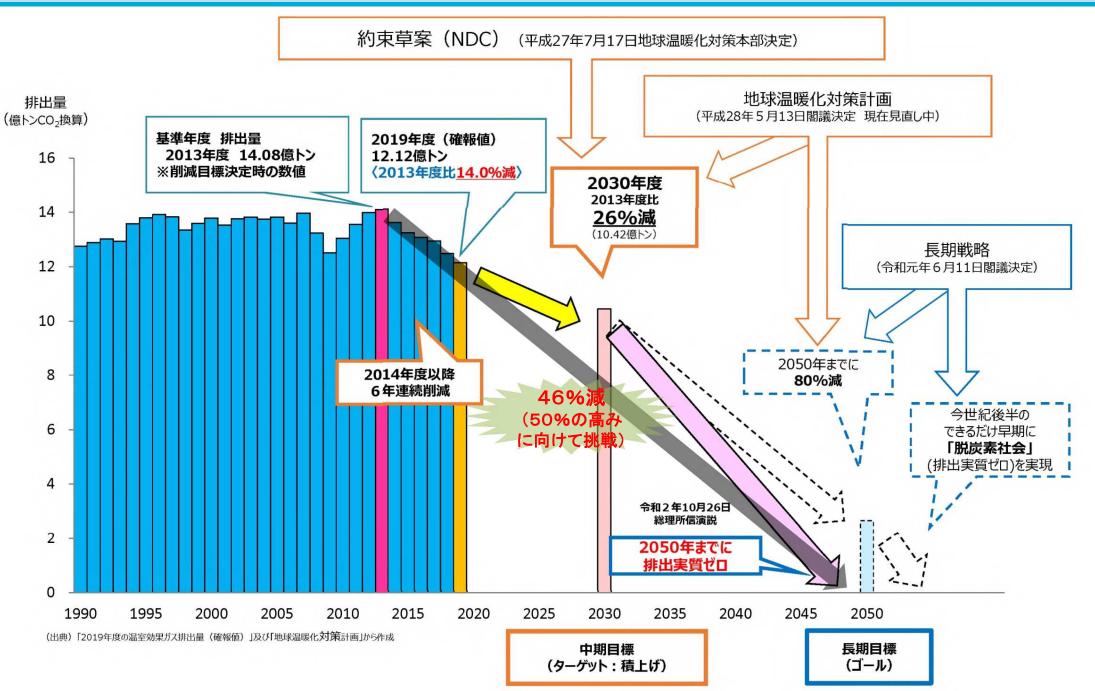
今後は、目標の達成に向け、具体的な施策を着実に実行していくことで、経済と環境の好循環を生み出し、 力強い成長を作り出していくことが重要であります。

再エネなど脱炭素電源の最大限の活用や、投資を促すための刺激策、地域の脱炭素化への支援、グリーン国際金融センターの創設、さらには、アジア諸国をはじめとする世界の脱炭素移行への支援などあらゆる分野で、できうる限りの取組を進め、経済・社会に変革をもたらしてまいります。

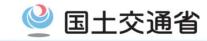
各閣僚には、検討を加速していただきますように、お願いをいたします。

我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期的に目指す目標 国土交通省

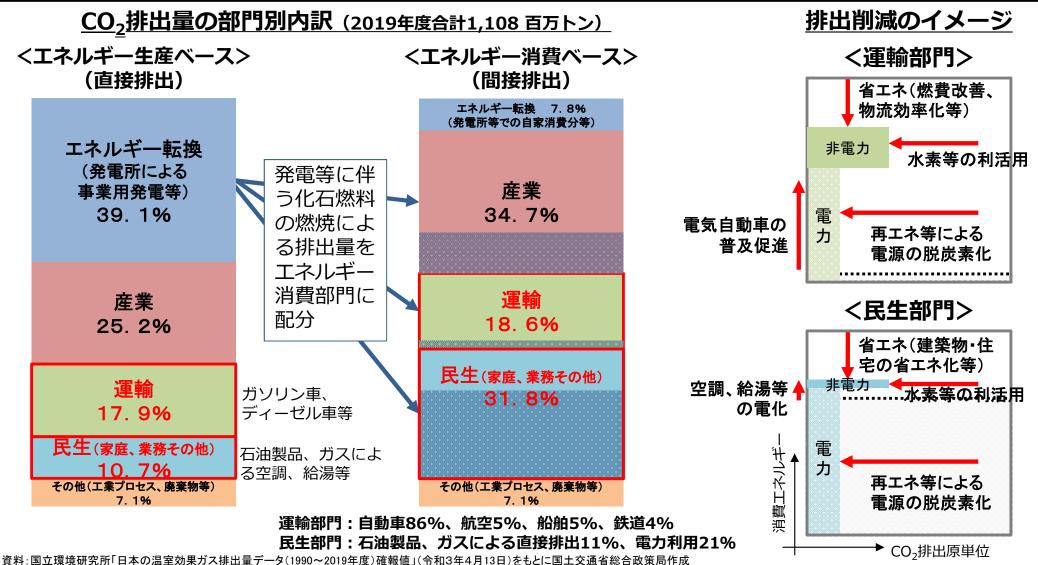




二酸化炭素排出量の部門別内訳と排出削減のイメージ



- 国土交通省に関わる運輸・民生(家庭、業務その他)部門はCO2総排出量(エネルギー消費ベース)の約5割を占める。
- 運輸部門は約2割で、自動車による直接排出がその大半を占める。
- 民生部門は約3割で、発電所等で生産された電力利用による間接排出がその三分の二を占める。
- 排出削減に向けては、エネルギー生産ベースでの再エネ等による電源の脱炭素化の取組に加え、消費ベースでの部門 別の省エネや電化・水素化等の取組が必要。



グリーン成長戦略の検討状況について(中間報告)

- 本年に入って、実際に、研究開発方針や経営方針の転換、ゲームチェンジが始まっている。
- この流れを加速すべく、更なる具体化を行い、2030年の排出削減を視野に入れた、2050年・カーボンニュートラル 社会の実現可能性を、更に高める。
 - カーボンニュートラルの本質は、社会を変える企業・人々の、行動の変革。
 - 一行動の変革は、技術の提供側と利用側の両方に、「使い方」や「つながり方」を変容させ、イノベーションのスパイラルをもたらす。
- ······そのため、以下の2点に軸足を置いて深掘りを行い、6月目途で取りまとめ予定。
- (1) 2050年カーボンニュートラルの結果としての、国民生活のメリットや、その目標を意識する。
- (2) 基金や金融、国際連携、標準化といった、政府として企業を本気で後押しする政策手段や、各分野の目標実現の内容をより具体的に提示する。

2050年の国民生活のメリット (例)

- ⇒ 脱炭素効果がある事に加え、さらなるメリットが存在。
- 電動車の自動走行などを通じて、事故・渋滞を限りなくゼロに。
- 住宅のネットゼロエネルギー化などを通じた、光熱費の押し下げ効果。
- 低炭素化を実現しつつ、コストを上昇させないデータセンター立地等を 通じた、遠隔治療や自動走行などの新たなサービスの実現。

内容の具体化(検討中の例)

(1) 自動車·蓄電池

蓄電池の大規模投資支援、燃費規制の活用、購入支援、事業転換支援、インフラ整備、公共調達などの施第パッケーラを具体化。

(2) 住宅·建築物

規制的措置を含む省エネ対策の強化について、ロードマップ策定など、取組を具体化。

(3) 半導体·情報通信

- 先端パワー半導体の拡大に向けた研究開発支援。
- データセンターの立地計画の策定、立地支援。

(4) 金融(麻生大臣から別途、御説明)

(5) 国際連携

- 日本から、3月のWTO少数国閣僚級会合において、環境物品の関 税撤廃や、規制面でのルール作り等を提案済。
- ◆ ASEAN等新興国の、現実的なエネルギー構造の移行を加速化。

(6) グリーンイノベーション基金

 「基本方針」を3月に策定済。プロジェクトの精査を行いつつ、夏頃の 事業スタートを目指す。

(7) 標準化

- 必要な標準化項目を更に洗い出す。(例;※料アンモニアの国際標準化)
- 加えて、標準化によって実現する2050年の効果等を整理。

(8) その他

- 大学における人材育成や研究開発の環境整備など、その他の施策についても、関係省庁と連携して検討。
- 2050年に向かって若手の意見を取り込むことも重要。(経産省において、昨年12月から、平均30歳のメンバーで、提言案を議論中。)

資料:「成長戦略会議(第9回)」(令和3年4月12日)資料

地域脱炭素ロードマップの策定に向けた動き

4月20日に国・地方脱炭素実現会議第2回会合を開催し、本骨子案を議論。

ロードマップの基本シナリオ

地域の豊富な再工ネポテンシャルを最大限活用し、2050年脱炭素と、経済活性化、防災等の地域課題の同時解決を目指す。

- ①今後5年間に対策を集中実施し、
- ② 100カ所以上の「脱炭素先行地域※」の創出
- ③屋根置き太陽光や省エネ住宅など**重点対策を全国で実施**により、地域の脱炭素モデルを全国そして世界に広げる。

※脱炭素先行地域:脱炭素に向かう先行的な取組 として、民生部門(家庭やビル等)の電力消費 に伴うCO2排出を実質ゼロに。2025年までに道 筋をつけ、2030年までに達成。

ロードマップ実現のための具体策

<1>地域と国が一体で取り組む 地域の脱炭素イノベーション

- ①自治体、金融機関、中核企業等 が主体的に参加した体制構築。 脱炭素に関する課題把握・事業 検討・合意形成・進捗確認の一 連実施
- ②地域の脱炭素の取組に対して、 国の地方支分部局が水平連携し ながら、人材派遣や資金の継続 的・包括的な支援を提供

<2> グリーン×デジタルで ライフスタイルイノベーション

- ①製品・サービスへの<u>CO2排出量</u> <u>の見える化</u>
- ② 企業や地域のポイント を活用 し、脱炭素な製品サービスの選 択へのインセンティブを付与
- ③ナッジを活用し、日常シーンの 中の変化をそっとひと押し

<3>社会を脱炭素に変える ルールのイノベーション

- ①温対法改正法案に基づく<u>地域再</u> エネの目標と促進地域を設定
- ②風力発電等促進のための環境ア セスメント最適化
- ③科学調査による地域共生型<u>地熱</u> 発電の開発加速化
- ④ 住宅・建築物の脱炭素化に関するロードマップの作成

⇒5月下旬~6月上旬頃に地域脱炭素ロードマップを取りまとめる予定。

資料:「中央環境審議会地球環境部会 中長期の気候変動対策検討小委員会 産業構造審議会産業技術環境分科会 地球環境小委員会 地球温暖化対策検討ワーキンググループ 合同会合(第6回)」(令和3年5月14日)資料



2. 気候変動適応社会の形成に向けた動き

気候変動影響評価報告書(令和2年12月)における各分野の影響の概要国土交通省

(農業)

- ・コメの収量・品質の低下(一等米比率の低下等)
- ・露地野菜の収穫期の早期化、生育障害の増加**
- 果樹の栽培適地の変化(ミカン、リンゴ、ワイン用ブドウ等)

農業・林業・水産業

- 大豆、麦の減収、品質低下、<u>一番茶の摘採期の早期化</u>
- 家畜の生産能力、繁殖機能の低下(牛、豚、鶏等)
- ・害虫の分布域の拡大、病害の発生地域の拡大***
- ・水田の湛水被害、斜面災害による農地被害の増加***
- ・主要輸出国での穀物収量の変化(コメ、コムギ、ダイズ、 トウモロコシ等)、国内穀物価格の変化***

(林業)

- ・スギ人工林の水ストレスの増大、純一次生産量の変化**
- ・シイタケの発生量の減少(原木栽培)、病原体による被害 の増加**

(水産業)

- ・回遊性魚類(まぐろ類、ブリ、さけ・ます類等)の分布域 、回遊経路の変化*
- 魚類・貝類 (ワカサギ、ホタテガイ、カキ等) のへい死リスクの 増加、養殖不適海域の増加*
- ・藻場を構成する藻類の種構成や現存量の変化**
- · 藻類 (コンブ等) の分布域の北上、 川等藻類の収穫量の 減少 **

(水環境)

- ・湖沼・ダム貯水池の水温上昇**
- ・湖沼・ダム貯水池の水質の悪化(植物プランクトンの増加、濁・植生帯境界付近での樹木の生活型別の現存量の変化・
- ・河川の水温上昇*
- ・河川の水質の悪化(植物プランクトンの増加、濁度の上昇、 塩水朔 上)

水環境·水資源

- 帯水層の温度上昇(一部地域)*
- 沿岸域・閉鎖性水域の水温上昇**
- 沿岸海域の海洋酸性化**

- 無降水日数の増加等による渇水の深刻化*** (水道水、農業用水、工業用水等への影響)
- 塩水遡上による農業用水等の塩水化(下流域) ***
- 地下水の水温上昇、塩水化*
- 渇水に伴う地下水の過剰採取、地下水位の低下**
- ・生活用水、農業用水等の需要の増加**
- 田植え時期等の変化に伴う用水時期の変化**
- 水供給・水需要バランスの変化**

(陸域生態系)

- 高山植物やライチョウの分布適地の減少**

白然牛能系

- モウノウチクやマダケの分布的域の高緯度・高標高への拡大
- 積雪深の変化に伴うニホンジカ等の生息適地の増加*

(淡水生熊系)

- 湖沿の循環期の遅れや貧酸素化に伴う底生成物への影響。
- 冷水魚(アメマス、イワナ等)の分布適域の減少*

(沿岸生態系、海洋生態系)

- 亜熱帯域におけるサンゴ礁分布適域の減少・消失***
- 海洋酸性化の進行によるサンゴ等の生息適域の減少***
- 水温上昇や植食性魚類の分布北上に伴う藻場生態系の 劣化、サンゴ礁群集への移行**

(生物季節、分布・個体群の変動)

- 生物種間の相互作用の変化(植物の受粉時期と花粉媒 介昆虫の活動時期のずれ等) ***
- 南方性のチョウ類や鳥等の分布北限の北上、鳥類の越冬 地等の高緯度化、渡り鳥の渡り適地の分断・消失**

(生態系サービス)

- 流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等の低下
- サンゴ礁の消失による防災機能の劣化・喪失***

(河川)

国管理河川、都道府県管理河川における氾濫危険水位 おお過した洪水の発生地点数の増加傾向***

自然災害·沿岸域

内水災害被害額の増加***

(都市部等) (沿岸)

- 海面水位の上昇に伴う沿岸部の水没・浸水、海岸浸食の 加速***
- ・高潮・高波による浸水リスクの増大、河川の取水施設、沿 岸の防災施設、港湾・漁港施設等の機能低下や被災リスク の増加***

(山地)

- 大雨の発生頻度の上昇、広域化に伴う土砂災害の発生 頻度の増加、発生規模の増大***
- 土砂災害の発生形態の変化、発生地域の変化*** (その他)
- 急速に発達する低気圧の発生数の長期的な減少と強い台

(複合的な災害影響)

土砂災害と洪水氾濫の同時生起による複合的な影響被 害の発生

健康

(冬季の温暖化)

・極端な低温環境による死亡リスク(循環器疾患死亡・ 呼吸器疾患)の増加*

(暑熱)

- ・気温に関連した死亡(超過死亡者数)の増加***
- ·熱中症搬送者数·医療機関受診者数·熱中症死亡者数 の増加***

(感染症)

- 水系感染症(下痢症等)の発生リスクの増加**
- ・感染症媒介蚊(デングウイルスを媒介するヒトスジシマカ 等)の生息域の拡大、活動期間の長期化**
- ・感染症(インフルエンザ等)の季節性の変化、発生リスクの 変化*

(その他)

- ・光化学オキシダント・オゾン等の汚染物質の増加に伴う死亡 者数の増加**
- ・暑熱による高齢者の日射病、熱中症リスクの増加**
- ・腎疾患、腎結石、喘息悪化等の基礎疾患リスクの増加。

産業·経済活動

- (製造業) ・豪雨・台風等による工場等の操業停止。 (エネルギー)
- 気温上昇に伴うエネルギー需要量の変化**
- 再生可能エネルギー(水力発電等)の発電量の変化** (商業)
- 豪雨・台風等による百貨店、スーパーなどの臨時休業**
- ·季節性商品(<u>飲料</u>、衣類等)の需給予測困難化** (金融・保険)
- 大規模な自然災害による保険支払額の増加**
- 保険需要の増加、新商品開発などのビジネス機会の増加** (観光業)
- ・自然資源を活用したレジャーの場・資源(森林、雪山、砂浜、 干潟など) の消失、減少***

(建設業)

- ・風荷重、空調負荷等に関する設計条件・基准等の見直し (医療)
- 洪水による医療機関の浸水被害の増加。
- (その他(海外影響等))
- ・グローバルサプライチェーンを通じた国内経済への影響。
- 気候変動が安全保障に及ぼす影響

国民生活·都市生活

- (都市インフラ・ライフライン等) ・豪雨・台風等に伴う交通網、ライフライン(電気・ガス・水道
- ・台風等による発電施設の稼働停止、浄水場施設の冠水 被害の発生***
- ・豪雨・台風等に伴う廃棄物処理システムへの影響、災害廃 棄物の大量発生***

(文化・歴史などを感じる暮らし)

- 植物(サクラ、イチョウ、ウメ等)の開花期間の変化と 地元祭行事への影響**
- 農産物を原料とする地場産業への影響(一部地域)

(その他)

- 都市部における熱ストレスの増大(ヒートアイランド現象との
- 暑熱による生活への影響の増加(だるさ・疲労感・熱っぽ さ・寝苦しさ等) ***
- 熱ストレスの増大による労働生産性の低下***

分野間の影響の連鎖

- (インフラ損傷・ライフラインの途絶に伴う影響) ・ 強風による停電に伴う農業・林業・水産業、医療、建物 等への被害の発生
- 記録的な大雨による河川の堤防の決壊、建物、農業施 設、流通施設等の浸水被害の発生
- エネルギーの供給停止に伴う影響 (農林水産品の生 産・貯蔵施設、工場の稼働停止、事業所・店舗等の営 業停止) の発生
- 交通網、物流の寸断に伴うサプライチェーンの停止による 影響(農水産物、工場、事業所、店舗等)の発生
- 医療機関の浸水、機能低下に伴う健康状態の悪化 (持病の悪化等)
- 台風後の停電と猛暑の時期が重なることによる健康被害 (熱中症等) の増加
- 避難生活の長期化に伴う精神疾患リスクの増加

下線:今回の気候変動影響評価において新たに追記された影響

文末の記号は、該当する小項目・細目の確信度の評価結果を示す。

***:確信度が高い、**:確信度が中程度、*:確信度が低い、こ:現状では評価できない

資料:環境省「中央環境審議会地球環境部会」(令和3年1月26日)資料4 をもとに国土交通省総合政策局一部加筆

気候変動適応計画の令和元年度施策フォローアップ報告書(概要1)

「気候変動適応計画」(平成30年11月27日閣議決定)について、令和元年度施策のフォローアップ報告書を取りまとめた。

○各分野の施策や基盤的施策における施策の進捗状況を確認

・令和元年度の新しい取り組み等の例

農林水産業	地域の気候変動適応推進等のため、農林水産分野のブロック別の意見交換会や、精度を高めた影響評価データなどの科学的エビデンスの提供、我が国の適応策等に関するウェブ検索ツールの作成を行った。			
水環境·水資 源	平成31年3月に公表した「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン(初版)」を踏まえた「事前渇水 行動計画(渇水対応タイムライン)」の試行運用などを実施。			
自然生態系	多様な生態系のそれぞれについて全国にわたって1000ヶ所程度のモニタリングサイトを設置し基礎的な環境情報を 収集するモニタリングサイト1000事業において、5年ごとのとりまとめ報告書を公表。			
自然災害·沿 岸域	将来の気候変動を踏まえた計画・設計基準の見直しや、防災・減災が主流となる社会を目指し、 <u>あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換のとりまとめを開始</u> 。			
健康	熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に、その危険性に対する国民の「気づき」を促し、熱中症 予防行動に繋がるよう、広く情報発信をする <mark>「熱中症警戒アラート」</mark> について検討を開始。			
産業•経済活 動	気象特別警報等をプッシュ型で通知できる <mark>災害時情報提供アプリ「Safety tips」の対応言語を4か国語から</mark> 14か国語へ拡大するなど、発信体制を強化。			
国民生活·都 市生活	防衛省、環境省、自治体、ボランティア、NPO法人等の関係者の役割分担、平時の取組、発災時の対応、自衛 隊の活動終了に伴う対応等について整理した「災害廃棄物の撤去等に係る連携マニュアル」の検討を開始。			
基盤的施策	「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」をG20関係閣僚会合で公表。 気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人から構成される「気候変動適応 に関する研究機関連絡会議」を設置。			

・適応計画に記載されている分野別施策、基盤的施策について、今回およびこれまでのフォローアップの内容を踏まえ、施策群ごとにその実施状況を点検したところ、全ての施策群において一定の進捗を確認できた。

気候変動適応計画の令和元年度施策フォローアップ報告書(概要2)

○58の施策群全てにおいて指標を設定し各施策の進捗を把握

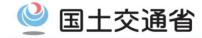
指標例	H28	H29	H30	R1
高温耐性品種(水稲)の作付面積	6.6%	6.8%	9.1%	9.9%
気温上昇の影響を抑えられる農作物の品種等の開発数	3個	8個	2個	11個
「地球規模の気候変動リスク管理戦略の構築に関する総合的研究」における当該年度に出版した査読付き論文のうち、水資源に関する論文数	4編/42編	5編/35編	1編/3編	1編/3編
生物多様性国家戦略2012-2020の国別目標の関連指標の改善状況	74%	75%	75%	75%
大規模氾濫減災協議会等の法定化率	0%	55%	96%	100%
暑くなる前から熱中症対策を行った地方自治体の割合	98.6%	95.5%	91.7%	93.5%
気候変動の影響評価(産業・保険)に関する文献の収集数	52件	49件	24件	26件
大規模災害廃棄物に対応した処理施設の整備実施箇所	5箇所	9箇所	13箇所	8箇所
適応法に基づく地域適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	_	_	15	32
気候変動適応情報プラットフォームポータルサイトの更新回数	46回	163回	246回	220回

○適応策のPDCA手法について検討を開始。今後、事業の進展と適応策による気候変動影響の低減効果の両面を評価する 適応計画のPDCA手法の開発を進め、令和3年度に改定予定の次期気候変動適応計画に反映させるよう検討する。

次期気候変動適応計画の改定ポイント案

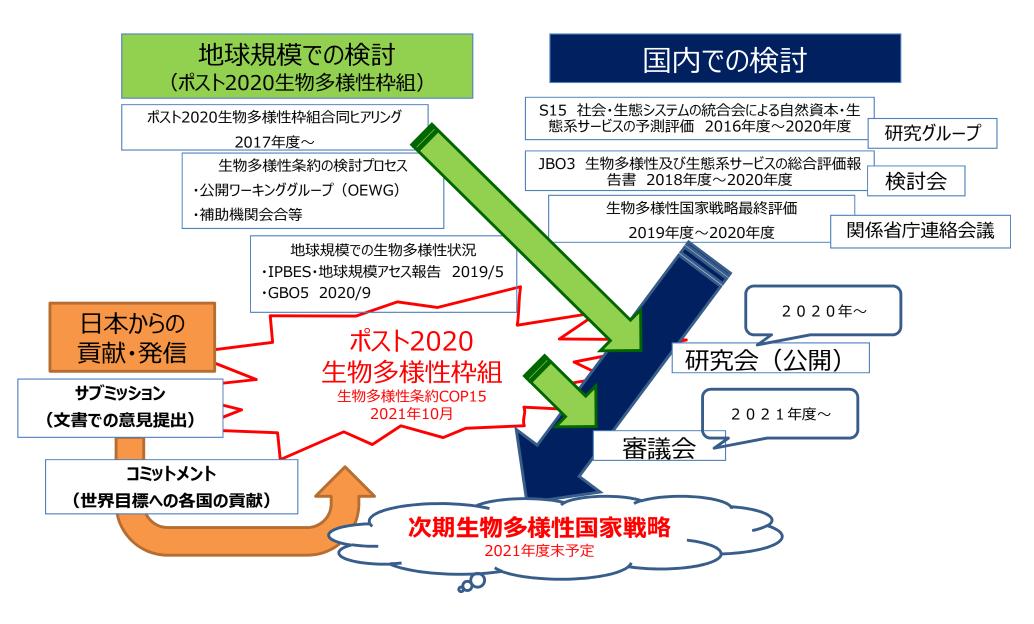
- 影響評価報告書を踏まえた適応策の検討
- 影響評価報告書で示された「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた、施策の整理を実施する。
- 分野別施策の各分野、項目での記載において、各分野での影響や適応策の特徴を考慮した【適応策の基本的考え方】※を定め、この考え方を踏まえた施策を適応計画に位置づける。
- ※ これまで一部の分野でのみ記載あり。
- 気候変動適応の進展の状況を把握・評価するPDCA手法による進捗管理
- KPI(対策評価指標)を用いて毎年度のフォローアップを実施。 更に、施策実施による適応の進展を確認する目的で適応策進 展の把握・評価報告書を作成する(5年毎、中間年に中間報告 書を作成)

〇これらを念頭に次期適応計画の改定について検討を進める。



3. 自然共生社会の形成に向けた動き

次期生物多様性国家戦略検討のプロセス



資料:環境省資料